

新旧対照表

改正後	改正前
<p>不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項</p> <p style="text-align: right;">平成17年7月6日 文部科学大臣決定 平成21年3月31日改正 平成27年4月24日改正</p> <p>1 趣旨</p> <p>文部科学大臣は、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくはは学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「不登校児童生徒等」という。）又は疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは同条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「療養等による長期欠席生徒等」という。）を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認める場合、当該小学校等を、この指定要項に定めるところにより、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第56条（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第86条（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等として指</p>	<p>不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項</p> <p style="text-align: right;">平成17年7月6日 文部科学大臣決定 平成21年3月31日改正</p> <p>1 趣旨</p> <p>文部科学大臣は、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席しているとして認められる児童若しくはは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「不登校児童生徒等」という。）を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認める場合、当該小学校等を、この指定要項に定めるところにより、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第56条（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第86条（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等として指定する。</p>

定する。

2 小学校等の指定

- (1) 不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校等の管理機関（公立学校にあっては当該小学校等を所管する教育委員会、国私立学校にあっては当該小学校等を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、文部科学大臣に指定申請書（別記様式1）を提出するものとする。申請書には当該小学校等の同意書（別記様式2）を添付するものとする（ただし、指定申請書の提出の際に当該小学校等が設置されていない場合は添付を要しないものとする。）。
- (2) (略)

3 実施

指定を受けた小学校等においては、学校教育法施行規則第56条（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第86条（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した教育を行う。

4～7 (略)

附 則（平成21年3月31日一部改正）
(略)

附 則（平成27年4月24日一部改正）

この要項は、平成27年4月1日から適用する。

別記様式1-1 (A4 たて型 横書き)

2 小学校等の指定

- (1) 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校等の管理機関（公立学校にあっては当該小学校等を所管する教育委員会、国私立学校にあっては当該小学校等を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、文部科学大臣に指定申請書（別記様式1）を提出するものとする。申請書には当該小学校等の同意書（別記様式2）を添付するものとする（ただし、指定申請書の提出の際に当該小学校等が設置されていない場合は添付を要しないものとする。）。
- (2) (略)

3 実施

指定を受けた小学校等においては、学校教育法施行規則第56条（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第86条（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して不登校児童生徒等の実態に配慮した教育を行う。

4～7 (略)

附 則（平成21年3月31日一部改正）
(略)

(新設)

別記様式1 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学大臣 殿
(略)

別記様式1-2 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学大臣 殿

管理機関名



指 定 申 請 書

療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程の編成を、別紙実施計画書のとおり、下記の学校において行いたいので、当該学校の同意書を添えて申請します。

記

学 校 名

年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 殿
(略)

(新設)

校長名

所在地

別記様式2-1

別記様式2-2 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

学 校 名

印

校 長 名

同 意 書

本校において、別紙実施計画書のとおり、療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成することに同意します。

別紙

実施計画書

別記様式2

(新設)

別紙

実施計画書

1・2 (略)

3 対象となる児童生徒（どのような不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。また、4（5）の特例を実施する場合等においては、不登校状態又は療養等による長期欠席状態の判断基準をできる限り具体的に記入すること。）

--

4 (1) (略)

(2) 小学校における教科の新設について（該当する場合のみ記入。以下（3）～（5）において同じ。）（なお、中学校・高等学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要。）

①新設する教科の名称
②新設する教科の目標
③新設する教科の各学年の目標及び内容（教科ごと、学年ごとに記入すること。）

(3) ・ (4) (略)

(5) 高等学校の全日制の課程・定時制の課程における通信の方法を用いた教育による単位認定について

①単位認定を行う教科・科目 （教科・科目ごとに、名称、単位数、添削指導・オンデマンド型の授業・
--

1・2 (略)

3 対象となる児童生徒（どのような不登校児童生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。また、4（5）の特例を実施する場合等においては、不登校状態の判断基準をできる限り具体的に記入すること。）

--

4 (1) (略)

(2) 小学校における教科の新設について（なお、中学校・高等学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要。）

①新設する教科の名称
②新設する教科の目標
③新設する教科の各学年の目標及び内容（教科ごと、学年ごとに記入すること。）

(3) ・ (4) (略)

(5) 高等学校の全日制の課程・定時制の課程における通信の方法を用いた教育による単位認定について（該当する場合のみ記入）

①単位認定を行う教科・科目 （教科・科目ごとに、名称、単位数、添削指導・面接指導の回数を記入す
--

面接指導の回数を記入すること)

②認定する単位数の上限 (最大36単位)

③必要な体制等 (できる限り具体的に記入すること。)

- ・添削指導・オンゼラン卜型の授業・面接指導を実施するために必要な
教職員の配置
- ・添削指導に用いる教材等の準備
- ・オンゼラン卜型の授業を実施する場合の指導方法
- ・学習の状況や結果の評価方法 等

(6) その他 (上記 (2) ~ (5) に該当しない特例を記入すること。)

(7) ・ (8) (略)

5 特別の教育課程を編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について (できる限り具体的に記入すること。)

- ・教育相談員の配置等、不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席
生徒等に対する相談体制の整備
- ・教職員による病院や家庭への訪問等を通じた児童生徒や保護者に対す
る支援

ること)

②認定する単位数の上限 (最大36単位)

③通信の方法を用いた教育を実施するために必要な教職員等の体制
(添削指導や面接指導等を実施するために必要な教職員の配置、添削指導
に用いる教材等の準備等についてできる限り具体的に記入すること)

(6) その他 (上記 (1) ~ (5) に該当しない特例を記入すること。)

(7) ・ (8) (略)

5 特別の教育課程編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について (できる限り具体的に記入すること。)

- ・教育相談員の配置等、不登校児童生徒等に対する相談体制の整備
- ・教職員による家庭訪問等を通じた児童生徒や保護者に対する支援

- ・学校外の関係機関等との連携
- ・不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導 等

(各事項の分量は、適宜調節して差し支えない。)

別記様式3 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学大臣 殿
(略)

別紙

実施計画変更書

※変更がある箇所のみ記入すること。

1・2 (略)

3 対象となる児童生徒(どのような不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。また、4(5)の特例を実施する場合等においては、不登校状態又は療養等による長期欠席状態の判断基準をできる限り具体的に記入すること。)

- ・学校外の関係機関等との連携
- ・不登校児童生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導 等

(各事項の分量は、適宜調節して差し支えない。)

別記様式3 (A4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 殿
(略)

別紙

実施計画変更書

※変更がある箇所のみ記入すること。

1・2 (略)

3 対象となる児童生徒(どのような不登校児童生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。また、4(5)の特例を実施する場合等においては、不登校状態の判断基準をできる限り具体的に記入すること。)

4 (1) (略)

(2) 小学校における教科の新設について (該当する場合のみ記入。以下(3)～(5)において同じ。) (なお、中学校・高等学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要。)

--

(3) ・ (4) (略)

(5) 高等学校の全日制の課程・定時制の課程における通信の方法を用いた教育による単位認定について

①単位認定を行う教科・科目

(教科・科目ごとに、名称、単位数、添削指導・オンデマンド型の授業・面接指導の回数を記入すること)

②認定する単位数の上限 (最大36単位)

③必要な体制等 (できる限り具体的に記入すること。)

- ・添削指導・オンデマンド型の授業・面接指導を実施するために必要な 教職員の配置
- ・添削指導に用いる教材等の準備
- ・オンデマンド型の授業を実施する場合の指導方法
- ・学習の状況や結果の評価方法 等

(6) その他 (上記 (2) ～ (5) に該当しない特例を記入すること。)

4 (1) (略)

(2) 小学校における教科の新設について (なお、中学校・高等学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要。)

--

(3) ・ (4) (略)

(5) 高等学校の全日制の課程・定時制の課程における通信の方法を用いた教育による単位認定について (該当する場合のみ記入)

①単位認定を行う教科・科目

(教科・科目ごとに、名称、単位数、添削指導・面接指導の回数を記入すること)

②認定する単位数の上限 (最大36単位)

③通信の方法を用いた教育を実施するために必要な 教職員等の体制

(添削指導や面接指導等を実施するために必要な 教職員の配置、添削指導に用いる教材等の準備等についてできる限り具体的に記入すること)

(6) その他 (上記 (1) ～ (5) に該当しない特例を記入すること。)

(7) ・ (8) (略)

5 特別の教育課程を編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について（できる限り具体的に記入すること。）

- ・ 教育相談員の配置等、不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等に対する相談体制の整備
- ・ 教職員による病院や家庭への訪問等を通じた児童生徒や保護者に対する支援
- ・ 学校外の関係機関等との連携
- ・ 不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導 等

(各事項の分量は、適宜調節して差し支えない。)

(7) ・ (8) (略)

5 特別の教育課程を編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について（できる限り具体的に記入すること。）

- ・ 教育相談員の配置等、不登校児童生徒等に対する相談体制の整備
- ・ 教職員による家庭訪問等を通じた児童生徒や保護者に対する支援
- ・ 学校外の関係機関等との連携
- ・ 不登校児童生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導 等

(各事項の分量は、適宜調節して差し支えない。)